

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策1 自然に配慮した環境づくり

施策1-1 自然・生活環境の保全

資料2

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町域	人と自然の共生環境がさらに良好になっている	2・3年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合	増加
地域(生活)	環境にやさしいライフスタイルの輪が広がっている	環境に気がついた生活をしている町民の割合	増加
町民	資源を大切にし、ごみを削減する意識が高まっている	町から排出される人口あたりの一般廃棄物の量(資源ごみを除く)	減少

現 状
山、川、田園の豊かな自然環境に恵まれている本町にあって、町民意識調査において、自然環境が良くなっていると感じている町民の割合は近年さらに増加しています。
町民意識調査において、二酸化炭素の削減や省エネなど自然にやさしい生活をしている町民の割合が近年は増加しており、町民の環境意識が向上しているとみられます。
ごみの量は震災以降増加傾向にありましたが、ごみカレンダーの配布などによるごみ減量の推進、最終処分量の削減に取り組んでおり、人口減少の影響もありますが、平成26年度以降毎年減少しています。
生活系廃棄物に事業系廃棄物が混入している状況が見られましたが、事業所への分別指導や適切な処分の助言など取り組み、近年改善しています。
不法投棄はなくなっておらず不法投棄の多発地点には監視設備を設置する抑止活動に取り組み、不法投棄物の処理は県や警察と連携を図り、適正な処理を行っています。

課 題
環境共生社会や低炭素社会の実現に向けた町民の環境意識の向上
環境にやさしいライフスタイルへの転換の促進
さらなるごみ減量の意識向上と資源ごみ回収、分別収集の徹底
事業系廃棄物の分別と適正処理、減量の徹底
不法投棄撲滅に向けた監視・取り締まり体制の強化

期間中の町の主な取り組み
環境に関する出前講座の開催や広報誌等による啓発活動により、地球温暖化の防止及び環境保全意識の向上を図ります。
二酸化炭素削減の取組みの一環として、太陽光パネルの設置の支援や再生可能エネルギーの普及に向けた啓発活動を展開します。
一般廃棄物処理計画に基づき、町民一人あたりのごみ排出量を目標に、ごみの排出抑制や再使用、再生利用と分別処理の徹底等の啓発活動を展開します。また、一定の受益者負担として大量ごみの有料化を検討します。
事業所に対して、一般廃棄物の分別の徹底を指導するとともに、適切な処分等について助言を行います。
不法投棄しやすい場所の監視などの抑止活動を継続するとともに、不法投棄しない意識の啓発活動を展開します。

期間中の主な事務事業
・環境対策事業 ・廃棄物減量等推進事業 ・廃棄物収集運搬事業

前期基本計画の検証

町民の環境に対する意識が向上しているとみられることは一定の成果として評価できるが、一般廃棄物については総量は年々減少しているものの、人口あたりでは横ばいの状況にあり、廃棄物削減への取り組みを一層強化する必要があります。
成果指標の町内河川の水質汚濁に係る環境基準の達成率については、平成30年時点で目標値の100%に対して94.7%と100%の達成は厳しい状況にあります。
成果指標の環境に気がついた生活をしている町民の割合については平成30年時点で目標値の81.0%に対して79.8%であり、達成は可能な状況にあります。
成果指標の2・3年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合については平成30年時点で目標値の60.0%に対して60.3%であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の町から排出される一般廃棄物の量(資源ごみを除く)については平成30年時点で目標値の4,678tに対して5,226tであり、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
環境共生社会や低炭素社会の実現に向けた町民の環境意識の向上	町民・事業所	地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減や省エネルギー化、再生エネルギーなどに取り組みます。
環境にやさしいライフスタイルへの転換の促進	町民・事業所	自然環境を保全する必要性を認識し、環境保全の取り組みに協力します。
さらなるごみ減量の意識向上と資源ごみ回収、分別収集の徹底	町民・団体(山林所有者)	山林の所有者(共有を含む)は、自然環境に配慮しながら、森林の維持管理に努めます。
事業系廃棄物の分別と適正処理、減量の徹底	町民	ごみの減量や資源ごみ分別に取り組み、更にはリサイクルや再生利用等を心がけ、ごみを出さない工夫をするなど、ライフスタイルの転換を図ります。
不法投棄撲滅に向けた監視・取り締まり体制の強化	事業所	事業活動により発生したごみは、適正に分別処理すると共に、再資源化に努めます。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策1 自然に配慮した環境づくり

施策1-2 生活基盤の整備

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町域	必要な生活基盤が整っている	住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っていると考える町民の割合	増加
町民	生活基盤を有効に活かした豊かで活気のある生活を送っている	汚水処理人口普及率	増加

現 状
生活基盤の整備は更新も含めて計画的に取り組んでおり、町民意識調査においても、住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っていると考える町民の割合は近年さらに高まっています。
公園については、子どもの遊び場などへの町民ニーズはありますが、都市公園法に基づく水準での整備は行っており、既存の公園の快適性や安全性の向上と維持管理に重点を置いた取組を行っています。
町営住宅については、一部の施設で老朽化による居住性の低下や耐震等の問題から、長期的に活用するための修繕や建て替えが必要となっています。
空き家については、住まいるバンクによる情報提供などに取り組んでいますが、適正な管理がなされていない空き家が増加し、環境・景観又は防災・防犯等の面で問題となっています。
上水道事業については、経年劣化による老朽管が多く存在し、漏水の原因となっており、耐震性の確保や水道水の安定供給、有収率向上ため、計画的な更新が必要です。
汚水処理人口の普及率は、毎年向上しているものの、景気低迷等により公共下水道や農業集落排水処理施設への接続率、及び合併処理浄化槽の設置率は伸び悩んでいます。

課 題
都市計画マスタープランや関連計画に基づく計画的な都市づくり
公園の適正な利活用及び維持管理に関する町民や関係団体等との協力体制の構築
町営住宅長寿命化計画に基づく計画的な改修と住替えの促進
空き家の適正管理と危険な空き家等の対策の推進
上水道施設の老朽管更新事業計画に基づく計画的な更新
公共下水道と合併処理浄化槽の整備の推進と農業集落排水処理施設を含む接続の促進

期間中の町の主な取り組み
適切な土地利用、建築物等の建築又は広告物等の設置に関して法令等に基づく規制・誘導の管理を行うとともに、都市計画マスタープランに基づく都市整備事業を推進します。
公園等の利用者が安全快適に使用できるように適正な維持管理を行います。また、町民や関係団体等との公園の維持管理に関する協力体制の構築の検討を進めます。
住宅困窮者に対し、所得に応じた低廉な家賃で住宅を供給するとともに、町営住宅長寿命化計画等に基づき、長期に亘って良好な住宅を維持するため修繕・改築等の適切な維持管理を行います。
空き家等の適正に管理されていない民間建築物に対し住まいるバンクの拡充や適切な助言・指導を行い所有者等による適正管理を推進します。
水質基準に適合する安全な水を供給するため定期的な検査を継続するとともに、耐震性の確保や老朽管等の更新工事を計画的に実施します。
公共下水道、農業集落排水事業への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、公共下水道事業計画に基づいた整備事業及び適正な維持管理を行います。

期間中の主な事務事業

- ・都市計画事業
- ・公園管理事業
- ・老朽管更新事業
- ・公共下水道施設整備事業

課題(再掲)

都市計画マスタープランや関連計画に基づく計画的な都市づくり
公園の適正な利活用及び維持管理に関する町民や関係団体等との協力体制の構築
町営住宅長寿命化計画に基づく計画的な改修と住替えの促進
空き家の適正管理と危険な空き家等の対策の推進
上水道施設の老朽管更新事業計画に基づく計画的な更新
公共下水道と合併処理浄化槽の整備の推進と農業集落排水処理施設を含む接続の促進

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取り組み
町民	公園、町営住宅、情報通信施設等公共の施設を自らの財産と受け止め、適切に利用するとともに、維持管理に協力します。
町民	上下水道への加入・接続及び合併処理浄化槽の設置を行い、水の適切な利用と処理に努めます。
町民・事業所	景観や周辺環境に配慮し、法令に基づく適正な建築を行なうとともに、空き家・空き店舗も含めて自己の所有する建築物等の適正な管理を行ないます。

前期基本計画の検証
公園や町営住宅の供給は計画的に進められ、生活基盤に対する町民の評価も高い状況ですが、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置の促進や空き家・空き店舗の有効活用を促進することが必要です。
成果指標の 住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っていると考える町民の割合については平成30年時点で目標値の62.0%に対して65.0%であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の汚水処理人口普及率については平成30年時点で目標値の72.8%に対して68.9%であり、達成は厳しい状況にあります。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策1 自然に配慮した環境づくり

施策1-3 交通体系の充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町域	地域を結ぶ安全で快適な交通環境が整い維持されている	町内の道路での移動に不便を感じている町民の割合	減少
町民	交通弱者にもやさしい交通機関を利用して盛んに移動している	公共交通での移動に日常的に不便を感じる町民の割合	減少

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
道路については、町民意識調査において、幅員が狭く歩道が確保されていないといった点に不便を感じている町民が多い状況にあります。	安全で快適な道路のための幅員及び歩道の確保	高齢者の運転や歩行、子ども達の通学の安全確保を前提に、道路の拡幅及び歩道整備に取り組みます。また、冬期間の降雪時の交通障害を解消し、道路交通の安全を確保するため、町道等の除雪を行ないます。
町民意識調査において移動しにくい理由として町民から路面の傷みが最も多く指摘されていますが、経年劣化による道路や橋梁の老朽化が問題になってきています。	ライフサイクルコストも見据えた道路や橋梁の計画的な維持管理	良好な道路交通環境を確保・維持するため、道路や橋梁等を修繕計画に基づき補修・改修を行い、町民の道路交通の利便性・安全性を確保します。
近年、美里あいあいタクシーの利用者数は増加していますが、公共交通全体としては利用者数の減少傾向が続く、財政負担が増加しています。	公共交通を維持・確保するための利用促進と効率的な運営	利用者のニーズに合わせた公共交通体系を関係機関と連携して検討しつつ、公共交通事業者を支援し、PR等を通じて公共交通の利用促進を図ります。
公共交通は、高齢者や学生など運転免許を持っていない人の移動手段として不可欠であり、地域公共交通網形成計画に基づき計画的に公共交通網の再編に取り組んでいます。	地域公共交通網形成計画に基づく計画的な公共交通網の再編	公共交通網形成計画及び再編実施計画に基づき、町民の快適で便利な日常生活の足を確保のために、鉄道、路線バス、乗合タクシーなどの交通機関の役割分担による公共交通網の再編を進めます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> 道路維持管理事業 デマンド交通システム運行事業補助金交付事務

前期基本計画の検証

相対的に交通環境に不便を感じている町民は少ない状態ですが、高齢化対策や事故防止のための道路環境の安全性の向上と、公共交通の再編と利用促進に取り組む必要があります。
成果指標の町内の道路での移動に不便を感じている町民の割合については平成30年時点で目標値の27.0%に対して33.0%であり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の公共交通での移動に日常的に不便を感じる町民の割合については平成30年時点で目標値の11.8%に対して10.9%であり、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
安全で快適な道路のための幅員及び歩道の確保	町民	道路等の公共の施設を適切に利用するとともに清掃や修景など維持管理に協力します。
ライフサイクルコストも見据えた道路や橋梁の計画的な維持管理	町民	交通事故の削減、健康づくり、低炭素社会への貢献、公共交通事業の維持のため、公共交通を積極的に利用します。
公共交通を維持・確保するための利用促進と効率的な運営	交通事業者	利用者のニーズを的確に把握し、安全性を確保しながら、利用しやすい公共交通の運行に努めます。
地域公共交通網形成計画に基づく計画的な公共交通網の再編		

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策2 安心して安全な暮らしづくり

施策2-1 防災・消防体制の充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
地域	地域ぐるみの防災体制が整っている	消防団員数 自主防災組織の組織数	減少の抑制 増加
町民	防災の意識が高まり、災害への備えが浸透している	災害等の発生に対する備えができていない割合	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
町民意識調査において、災害時の備えができていない町民の割合が伸び悩んでおり、東日本大震災後に高まった防災意識が薄れていることがうかがえます。	日頃からの災害への備えの徹底など町民の防災意識の啓発	災害発生時の対応は自助が基本であるという認識を町民に持ってもらうため、災害による被害想定や避難場所・避難経路を町民に周知徹底するとともに、防災訓練への町民の参加の促進しつつ、日頃からの備えの普及を推進します。
地域住民の高齢化や集落の過疎化などにより、消防団員の担い手が不足するなど、地域の消防力、防災力の低下が懸念されます。	消防団員の確保・育成と消防団の再編成、及び関係機関との連携強化	重要課題として消防団員の人材確保と育成に取り組みます。また、若者など地域住民が入団しやすい消防団のあり方を検討しつつ、地域の消防力・防災力を維持できる消防団の組織再編に消防署や自主防災組織等との連携も含めて取り組みます。
高齢化などに伴い地域の災害時要援護者が増加している一方、地域活動への参加の減少やコミュニティの希薄化など、地域での防災力の低下が懸念されます。	自主防災組織の設立・育成など地域での防災力の強化	消防団員が高齢化や減少している地域を中心に、自主防災組織の設立を支援し、また、防災訓練の充実や防災機材や施設の更新を図ることにより地域防災力の向上に努めます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> 消防団員活動事業 消防施設維持管理事業 自主防災組織支援事業

前期基本計画の検証

消防団の組織力の低下は喫緊の課題であり、その対策を講じるとともに、災害発生時の町民の備えや自主防災組織の設立など、自助・共助の防災体制を強化することが必要です。
成果指標の消防団員数の確保については平成30年時点で目標値の830人に対して825人であり、減少傾向が続いていることから達成は厳しい状況にあります。
成果指標の自主防災組織の組織数については平成30年時点で目標値の20組織に対して14組織であり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の災害等の発生に対する備えができていない割合については平成30年時点で目標値の33.0%に対して31.2%であり、達成は可能な状況にあります。
成果指標の訓練により消防技能が向上した消防団員の割合については平成30年時点で目標値の68.0%に対して61.0%であり、減少傾向にあることから達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
日頃からの災害への備えの徹底など町民の防災意識の啓発	町民	災害の発生に備え、被害の防止や避難の準備に努めます。
消防団員の確保・育成と消防団の再編成、及び関係機関との連携強化	町民	火災予防に取り組むとともに、火災発生に備え初期消火等の準備を行います。
自主防災組織の設立・育成など地域での防災力の強化	町民	地域が行う災害訓練や火災予防活動に積極的に参加します。
	地域・自治区	地域の防災体制を構築するとともに、地域内の一人暮らし・高齢者世帯を把握し、災害時に避難支援を行います。
	事業所	災害発生時には、行政と連携し、避難誘導及び復旧に取り組みます。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策2 安心して安全な暮らしづくり

施策2-2 交通安全・防犯体制の充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町域	事故や犯罪を防止する環境になっている	交通事故(人身事故)の発生件数 高齢者交通事故の割合	減少 増加の抑制
地域	地域ぐるみの防犯体制が整っている	犯罪の発生件数	減少
町民	事故や犯罪に遭わない・起こさない意識が浸透している	防犯に気を使った生活をしている町民の割合	増加

現 状
交通事故(人身)の発生件数は、平成26年の33件に対して平成30年は28件と減少していますが、年によって増減しており一貫した事故削減とはなっていません。
高齢者の交通事故(人身)の割合が増加している中、近年は、年間100人前後が運転免許証を自主返納しています。
町民意識調査において、防犯に気を使った生活をしている町民の割合は近年約85%で維持できており、犯罪の発生件数は減少傾向にあります。
町内での発生件数は少ない状況ですが、高齢者等を狙った特殊詐欺犯罪は巧妙さを増しつつ、全国的に増加しています。

課 題
町民の交通安全意識の向上と安全な道路交通環境づくり
運転免許証の自主返納のさらなる促進と返納後の支援
地域の防犯意識のさらなる向上と犯罪を抑制する環境づくり
特殊詐欺や消費者問題の啓発や情報提供の充実

期間中の町の主な取り組み
交通安全への意識の向上を図るため、警察署や交通関係団体と連携し、交通安全意識の啓発に努め、交通事故の撲滅を目指します。特に、児童生徒を対象とした小中学校での交通教室については、交通教育専門員の協力により実施するなど、地域や学校等と連携した教育環境を整備します。
高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、警察署等と連携して啓発活動に取り組むとともに、自主返納後の生活の足の一つとなる公共交通を利用するための情報提供など返納者を支援します。
地域の防犯意識の高揚を図るため、警察署や関係機関と連携し、夜間や祭礼等での巡回指導を実施します。犯罪等を抑制するため必要となる防犯灯については、更新にあわせ設置場所の適正化を図るとともに、その長寿命化を図ります。
警察署や関係機関と連携し、消費者問題への対策や最近の特殊詐欺犯罪への防犯について、町民への情報提供や啓発活動を充実します。

期間中の主な事務事業
・防犯対策事業
・交通安全街頭指導事業
・運転免許自主返納支援事業

前期基本計画の検証

交通事故や犯罪の防止については継続的な取り組みにより一定の成果は出ていますが、近年の高齢者による交通事故や特殊詐欺犯罪の増加を踏まえた安全対策が必要です。
成果指標の交通事故(人身事故)の発生件数については平成30年時点で目標値の25件に対して28件であり、年によって増減していますが、達成は可能な状況にあります。
成果指標の運転免許証の自主返納者数については平成30年時点で目標値の89人に対して112人であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の犯罪の発生件数については平成30年時点で目標値の59件に対して65件であり、年によって増減するため一概には判断できませんが、平成29年度は51件で達成しており、達成は可能な状況にあります。
成果指標の防犯に気を使った生活をしている町民の割合については平成30年時点で目標値の85.2%に対して84.2%で近似しており、達成は可能な状況にあります。

課題(再掲)
町民の交通安全意識の向上と安全な道路交通環境づくり
運転免許証の自主返納のさらなる促進と返納後の支援
地域の防犯意識のさらなる向上と犯罪を抑制する環境づくり
特殊詐欺や消費者問題の啓発や情報提供の充実

施策の目的達成のための町民等の役割	
主体(誰が)	取り組み
町民	交通事故防止のため、各種法令や交通マナーを遵守し、家庭では子どもへの交通安全教育を行います。
町民	犯罪に遭わないよう自らの身の回りに気を付けて生活するよう努力します。
町民	地域等が実施する交通安全活動、防犯活動に積極的に協力します。
地域・事業所	交通安全活動や防犯活動を行うとともに、子どもや高齢者の見守りなど事故や犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組みます。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策3-1 保健体制の充実と医療の確保

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
地域	健康づくりの和が広がっている	保健体制の充実と医療の確保に関する満足度	増加
町民	健康や病気予防の知識と意識が高まり、日頃の健康づくりに励んでいる	特定健康診査受診率	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
生活習慣病による死亡率が県平均より高く、医療費も増加傾向にあり、健診の受診等呼びかけていますが、特定健診や各種健診の受診率や、特定保健指導の実施率は伸び悩んでいます。	町民の生活習慣病予防の意識向上と自主的な健康づくり	いきいきとした毎日の暮らしと疾病の予防をめざし、生活習慣の改善や健診、保健指導等を通じ、町民の自主的な健康づくりを支援します。
みさとネボウラガイドを配布し相談窓口などの情報を提供していますが、核家族化などにより日常的な相談相手がないなどにより、育児に不安をかかえる家庭が増加しています。	母子保健の充実と日常的な育児不安の軽減	子どもを安心して産み育てるために、妊婦の健康管理や子どもの発育・発達を支援し、子育て不安の解消を図り、健やかな子育て環境の整備に取り組みます。生涯にわたる健康な心身の基盤をつくるため、関係機関等の連携により、子どもたちの健康づくりを推進します。
仕事や育児、人間関係などでの過度なストレスがある現代社会にあって、こころの健康についての相談案件が増加しています。	町民のこころの病への理解促進と精神保健の相談体制の充実	こころの健康についての正しい知識の普及啓発に努め、地域社会とのよりよい関係の構築に取り組むとともに、相談体制の充実に努めます。
町内で第二次救急医療体制まで整っていますが、第三次救急医療への対応や日常的なかかりつけ医の確保が困難な状況にあり周辺自治体に依存しています。	広域連携も含めた地域医療体制の充実	各関係機関等との連携により、地域の健康づくり、医療体制の確保に努めます。

期間中の主な事務事業
・乳幼児健康診査・相談事業 ・特定健康診査等事業 ・地域医療整備事業

前期基本計画の検証
健康・医療に関する情報提供や相談窓口での対応など町民の健康づくりを支援してきましたが、自主的な健康づくりや健康管理、子どもや保護者の健康づくり、こころの健康の理解への取り組みは重要な課題です。
成果指標の保健体制の充実と医療の確保に関する満足度については平成30年時点で目標値の72.0%に対して80.0%であり、達成済みの状況にあります。
成果指標のこの地域で子育てをしたいと思う親の割合については平成30年時点で目標値の100.0%に対して93.7%で近似していますが、全員が満足することは厳しい状況にあります。
成果指標の特定健康診査受診率については平成30年時点で目標値の60.0%に対して51.2%で横ばい傾向であることから、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
町民の生活習慣病予防の意識向上と自主的な健康づくり	町民	自分の健康や生活習慣を見直し、日頃から自主的な健康づくりや健康づくりのイベントに参加します。
母子保健の充実と日常的な育児不安の軽減	地域・団体・事業者	行政、関係機関等と連携し、イベントの開催など町民の健康づくりを支援します。
町民のこころの病への理解促進と精神保健の相談体制の充実	町民	乳幼児健康診査・健康相談の重要性を認識し、子どもの健康管理や子育てしやすい環境づくりに努めます。
広域連携も含めた地域医療体制の充実	町民	健康や疾病について相談できる「かかりつけ医」を持つように努めます。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策3-2 高齢者福祉の充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町民・地域	近所の高齢者を地域で見守っている	認知症サポーターの数	増加
高齢者	健康の維持に努めるとともに、積極的に社会参加している	要介護の高齢者の割合(要支援を除く)	増加の抑制

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
町民意識調査において、日常生活で不安や悩みがある高齢者の割合が健康不安を中心に近年増加して平成30年度には7割を超えており、介護・介助を必要としている高齢者も2割近くになっています。	高齢者の自立した生活支援と介護予防の推進	高齢者の生活機能の維持向上を図るため、高齢者のうんどう習慣化を図り介護予防事業の強化に努めます。
高齢者は今後も増加し、介護を必要とする人や高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯も増加すると予測されるため、介護サービスや高齢福祉サービスの需要がさらに増加することが見込まれます。	地域包括ケアシステムなど高齢者の介護・福祉サービス体制の充実	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の整備に努めます。
高齢者本人や家族のニーズに対応して快適で安心して生活できる在宅介護と施設介護の体制が求められています。	医療との連携も含めた在宅介護や施設介護の充実	関係機関と連携を図りながら、見守り活動を行い、高齢者が安心安全に生活を送ることができるよう在宅福祉サービスの充実を推進します。
認知症患者は増加傾向にあり、認知症になっても安心して生活できる支援が求められています。	認知症の早期発見・治療と安心して生活できる環境づくり	「福島県一認知症に優しい町」を目指し、認知症の早期発見、早期治療、また、認知症になっても安心して生活していくことのできる体制作りや認知症サポーターを養成することなどで正しい知識の普及等啓蒙、啓発事業に取り組みます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者安否確認事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・介護予防普及啓発事業(認知症予防教室)

前期基本計画の検証

今後の団塊の世代が後期高齢者になり需要が増加することへの対応も含め、高齢者福祉サービス・介護サービスの充実を図るとともに、介護予防や認知症の早期発見・治療などの取り組みを強化する必要があります。
成果指標の日常生活で不安や悩みがある高齢者の割合については平成30年時点で目標値の51.0%に対して71.3%で増加傾向にあり、達成は極めて厳しい状況にあります。
成果指標の要介護の高齢者の割合(要支援を除く)については平成30年時点で目標値の18.2%に対して16.7%であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の認知症サポーターの数については平成30年時点で目標値の3,240人に対して4,610人であり、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
高齢者の自立した生活支援と介護予防の推進	町民・地域	近所の高齢者とのつきあいを深め、日頃から高齢者の見守りに努めます。
地域包括ケアシステムなど高齢者の介護・福祉サービス体制の充実	高齢者	自身の自立生活のために積極的に社会参加を行うとともに、要介護状態にならないよう予防うんどう等に取り組めます。
医療との連携も含めた在宅介護や施設介護の充実	事業所	行政、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、高齢者の就業の場を提供するなど生活への支援に努めます。
認知症の早期発見・治療と安心して生活できる環境づくり		

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策3-3 子育て支援の充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意 図(目指す状態)	指標	方向性
町民・地域	地域が子どもを見守り、保護者の相談にのっている	子育てしやすい環境(育児や保育など)のまちだと思ふ人の割合	増加
保護者	学び、相談しながら安心して子育てしている	この地域で子育てをしたいと思ふ親の割合	減少の抑制
子ども	健やかに成長し、明るく元気な声がまちに飛び交っている	3歳児健康診査受診率 保育所・児童クラブ待機児童数	増加 0人維持

現 状
子育て支援センターを拠点として、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりに取り組んでいますが、多様なニーズに十分に対応できていません。
子育てと仕事の両立の支援などのため、保育所や幼稚園、こども園の整備を進めていますが、保育士不足もあり、3歳未満児の保育需要の増加や0歳児の一時保育のニーズに十分に対応できていません。
子どもを安心して預けられる施設として、一部老朽化している新鶴こども園などの施設の整備や維持管理が求められています。
町内全児童クラブにおいて、対象年齢を6年生まで拡大しましたが、年々低学年の需要が増加しています。

課 題
子育て支援センターの子育て拠点としての機能の充実
保育士の確保を含めた需要に対応した保育所や幼稚園、こども園の運営
安全で快適な認定こども園の施設の整備・維持管理
需要に対応した児童クラブの運営

期間中の町の主な取り組み
子育て支援センターの子育て支援を継続しつつ、移転又は改築、子育て支援拠点としての機能の充実に取り組みます。
子育て需要に応じた町立認定こども園の職員体制や運営形態(方式)の検討を行い子育て環境の充実に取り組みます。
一部老朽化している新鶴認定幼稚園を改築するとともに、幼稚園やこども園の安全性向上のために継続的に施設や設備の維持管理に取り組みます。
安心して子育てと仕事を両立するための支援として、児童クラブの受け入れ規模の拡大と放課後の児童支援員の資質の向上に取り組みます。

期間中の主な事務事業
・新鶴幼稚園改築事業 ・子育て支援センター運営事業 ・児童クラブ運営事業

前期基本計画の検証
こども園化や児童クラブの対象年齢の拡大などに取り組み、育てやすい環境の整備が必要です。
成果指標の子育てしやすい環境(育児や保育など)のまちだと思ふ人の割合については平成30年時点で目標値の76.0%に対して76.5%であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の児童クラブの対象年齢の拡大が完了した児童クラブ数については平成30年時点で目標値の4ヶ所に対して4ヶ所であり、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)
子育て支援センターの子育て拠点としての機能の充実
保育士の確保を含めた需要に対応した保育所や幼稚園、こども園の運営
安全で快適な保育所や幼稚園、こども園の施設の整備・維持管理
需要に対応した児童クラブの運営

施策の目的達成のための町民等の役割	
主体(誰が)	取り組み
保護者	親としての自覚と責任を持ち、子育てを自ら学び、悩まず周りに相談します。
町民・地域	地域全体で子どもを育てるという認識を持ち、日頃から子ども達を見守ります。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策3-4 障がい者福祉の充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町民・地域・事業所	障がい者への理解が浸透し共生している	事業所における障がい者雇用人数	増加
障がい者	積極的に社会参加しつつ自立した生活を過ごしている	障がい手帳所有者あたりの就労継続支援事業の利用者数	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
障がい手帳所持者の人口に占める割合は約8%で、その内、障がい福祉サービス利用者は、約13%となっております。	関係機関が連携し、地域住民が協力する総合的な障がい者福祉の体制づくり	障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の能力及び適正に応じた支援を効率的・効果的な実施に努めます。
共同生活援助や就労継続支援サービスに取り組んでいますが、保護者の高齢化に伴い施設入所等の相談が増えているなど、将来の生活に不安を抱えている人が増加しています。	自立した生活に向けた生活支援や就労支援の充実	誰もが活躍できる社会の実現に向けて、障がい者の自立した生活の支援や就労の促進を図ります。
障がい者の外出を促進するために必要な道路の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置、公共施設等のバリアフリー化が進んでいない状況にあります。	高齢者対応も含めたユニバーサルデザインの環境づくり	公共施設や公共交通施設などの障がい者の利用が多い施設での重点的なバリアフリー化や施設更新時のバリアフリー化と、こころのバリアフリーに基づく町民の障がい者への理解と介助を促進し、誰もが行動しやすいユニバーサルデザインの環境整備に努めます。
障がいのある子どもたちの個性と能力を伸ばすことができる教育を進めていくため、認定こども園や学校等において障がい児の受入れを行っています。	障がい児に配慮した支援体制の充実	福祉・保健・教育などの関係機関及び福祉サービス事業者と連携し、総合的な相談支援体制の強化、障がいのある子どもの支援体制の確保、福祉サービスの充実を図ります。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付事業 ・地域生活支援事業

前期基本計画の検証

障がい者やその家族のニーズを踏まえ、関係機関と連携した障がい者の社会参加と自立した生活に向けた取り組みを継続する必要があります。
成果指標の障害者総合支援法によるサービス利用者数については平成30年時点で目標値の3,684人に対して4,218人であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の就労継続支援事業の利用者数については平成30年時点で目標値の73人に対して80人であり、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
関係機関が連携し、地域住民が協力する総合的な障がい者福祉の体制づくり	町民	障がい者を正しく理解、尊重し社会参加への協力、支援に努めます。
自立した生活に向けた生活支援や就労支援の充実	事業所	関係機関と連携し、障がい者を正しく理解、尊重し雇用環境の向上に努めます。
高齢者対応も含めたユニバーサルデザインの環境づくり	福祉サービス事業者	障がい者の自立した生活を支える、在宅サービス及び施設サービスの安定供給を行います。
障がい児に配慮した支援体制の充実	障がい者	自立した生活を行えるように、福祉サービスの適切な利用に努めます。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策3-5 支えあい尊重される社会の実現

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
地域・事業所	人権が尊重され多様な人々が共生している	必要な時に隣近所など地域で支えあって生活している町民の割合	増加
町民	誰もが偏見や差別を感じないで社会参加している	人権を侵害されたことがある割合	減少

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
地域コミュニティの希薄化、核家族化、ひとり暮らしの増加などに伴い、地域や家庭の子育て力や介護力が低下しています。	町民と町、関係機関、団体等の連携による地域福祉推進の体制づくり	地域福祉推進体制づくり町民同士では支えきれない悩みや問題に対応するため、社会福祉協議会や民生児童委員などの関係機関と連携し、地域福祉推進の体制づくりに努めます。
町民意識調査において、人権を侵害されたことがある人の割合が近年1割前後で減少しない状況にあります。	多様化する人権問題に対応した町民や事業所への人権尊重意識の啓発	町民・家庭・事業所など、それぞれの立場でお互いの人権を尊重しあう社会へ向けての継続的な人権啓発活動と、人権の重要性や人権を正しく理解してもらうための人権教育の推進や、相談窓口の充実を図ります。
複雑化する社会の中、虐待や各種ハラスメントは増加していますが、手助けを必要としているが手助けを受けられない人がいる状況にあります。	人権侵害等を相談しやすく、発見できる仕組みづくり	「会津美里町地域見守りネットワーク事業」や「虐待防止ネットワーク事業」の充実を図り、関係機関との情報共有や、見守り活動を行い権利擁護に努めます。
町民意識調査において、「習慣やしきたり」による男女の不平等感を感じている人の割合が、平成28年度以降、3割以上となっており、男女共同参画の意識の浸透が図られていない状況にあります。	町民や事業所への男女共同参画の意識の啓発	家庭・職場・地域社会・学校等あらゆる場において、男女共同参画の視点を反映させた取り組みや環境整備が図られるよう情報提供や活動支援に努めます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会補助金交付事務 ・人権啓発活動活性化事業 ・虐待防止に関する事務事業 ・男女共同参画推進事業

前期基本計画の検証
地域での支えあいは良好な状況ですが、各種ハラスメントや人権の侵害などについては十分に改善していない状況にあり、啓発活動や相談窓口の充実などの取り組みを強化する必要があります。
成果指標の必要な時に隣近所など地域で支えあって生活している町民の割合については平成30年時点で目標値の67.0%に対して69.8%であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の人権を侵害されたことがある割合については平成30年時点で目標値の10.0%に対して12.6%で増加傾向にあり、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
町民と町、関係機関、団体等の連携による地域福祉推進の体制づくり	町民	地域の活動に参加するとともに、日頃から身近な相談相手を作っておくよう努めます。
多様化する人権問題に対応した町民や事業所への人権尊重意識の啓発	町民	人権について理解を深め、一人ひとりの人権を尊重します。
人権侵害等を相談しやすく、発見できる仕組みづくり	地域	地域住民の交流の機会を設けたり、人権侵害の防止と早期発見に努めます。
町民や事業所への男女共同参画の意識の啓発	事業所	町やボランティア団体等の活動について、従業員への情報提供に努めるとともに、情報交換や連携を図ります。
	事業所	一人ひとりの人権を尊重した職場環境の整備を行います。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

施策4-1 農業の振興

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
農業者	選ばれる農産物を生産し活力ある農業経営が営まれている	認定農業者数	減少の抑制
農地	生産性の高い農地が保全されている	農業振興地域内の耕作放棄地	増加の抑制
町民	町内農産物を食べておいしさを実感し情報発信している	農産物加工に取り組んでいる農家数	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
近年、新規の認定農業者は増加していますが、高齢者等の離農もあり、認定農業者数は伸び悩んでいます。	農業を担う人材の確保と育成	町が得意とする農業へ新たに就農する場合や地域の担い手として意欲ある農業者を支援します。
農業従事者の高齢化や後継者不足により、集落の維持や農地の荒廃が懸念され、農業振興地域内の耕作放棄地は近年増加しています。	農地の保全及び耕作放棄地の削減と発生防止	農地の利用状況調査を行い、耕作放棄地を確認するとともに所有者等の意向調査を実施し、再生作業への取り組みを担い手農家に仲介するなど農地の集積化を図ります。
本町の農業は水稻栽培が主体であるため米価の変動等が農業経営に大きな影響を与え、経営が不安定な状況となっています。	安定経営に向けた農業の複合経営化や新技術導入の促進	安定した農業経営がなされるために、水稻栽培効率化に向けた方策の構築、経営体に応じた望ましい複合経営の提示、需要に応じた有利な営農経営資金を斡旋します。また、ICT農業やドローンの活用など農業の新技術導入を支援します。
農業経営を取り巻く情勢が厳しさを増す中、農産物の生産のみならず、全国で農業の高付加価値化が進められており、本町においても取り組みが求められます。	地域資源を活用した六次産業化や農産物のブランド化の推進	農業所得の向上を図る方策の一つとして、複合経営をはじめ、農産物に付加価値を付け加工・販売する六次産業化に取り組む農業者を支援します。また、地域商社と連携しつつ農産物のブランド化や販路の拡大に取り組みます。
自然環境の変化により今まで出沒しなかった地域にクマやイノシシなどの有害鳥獣の被害が拡大しています。	有害鳥獣被害への対策の強化	地域住民とともに有害鳥獣の対策に取り組みます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化支援事業 ・耕作放棄地解消事務 ・農業担い手支援事業 ・がんばる農業応援事業

前期基本計画の検証

新規の認定農業者は増加しているものの、高齢化等にもない離農者も増加し、基幹産業である農業は厳しい状況にあり、農業所得の向上のためにも、六次産業化や農産物のブランド化、複合経営などへの取り組みを促進する必要があります。
成果指標の認定農業者数については平成30年時点で目標値の276経営体に対して259経営体で減少傾向であり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の農業振興地域内の耕作放棄地については平成30年時点で目標値の92haに対して62haであり、達成済みの状況にあります。
成果指標の農業総収入については平成30年時点で目標値の5,155百万円に対して4,833百万円で減少傾向であり、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
農業を担う人材の確保と育成	農業者	新技術の導入や付加価値の高い農産物の生産、効率的な生産、複合経営などに取り組みます。
農地の保全及び耕作放棄地の削減と発生防止	農業者	農地の保全と活用に努めます。
安定経営に向けた農業の複合経営化や新技術導入の促進	団体(JA等)	農業者の生産性向上への取り組みや新規就農者を支援します。
地域資源を活用した六次産業化や農産物のブランド化の推進	地域	農村コミュニティの維持管理に努めます。
有害鳥獣被害への対策の強化		

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

施策4-2 林業の振興

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
森林施業者・特用林産物生産者	安定した施業・生産・流通が行われている	木材・木製品製造業(家具除く)出荷額 生しいたけの生産量	減少の抑制 増加
森林	良好な森林の自然環境と施業環境が維持されている	森林保全を目的とした施業面積	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
長引く木材価格や林産物の価格の低迷、従事者の高齢化、後継者不足など、林業経営は厳しい状況にあります。	森林資源の有効活用と林業の効率性向上の推進	間伐材などの森林資源を有効活用するとともに、木材の需要の拡大、効率的な地域材の生産・供給体制の構築のための木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入等を支援します。
境界がわからない森林や所有者がわからない森林の存在、林業に興味がない所有者の存在により、十分な森林施業が行われず、森林が荒れてきています。	森林施業の実施による健全な森林資源の維持	森林所有者等による施業の集約化や森林施業の実施に不可欠な森林情報の収集、所有者との合意形成、境界確認等の地域活動について支援します。
放射性物質のモニタリング検査の負担から特用林産物の生産と出荷が低迷しています。	モニタリング検査方法の簡素化	特用林産物の生産環境整備や生産技術について関係機関と連携を図りながら意欲ある林業者を支援します。

期間中の主な事務事業
・森林整備加速化・林業再生事業 ・森林整備地域活動支援交付金 ・特用林産物振興支援事業

前期基本計画の検証
林業は年々衰退しており、自然環境の保全の面からも健全な森林空間を維持することが必要です。また、特用林産物の生産と出荷も低迷しており、生産性向上の支援が必要です。
成果指標の森林保全を目的とした施業面積については平成30年時点で目標値の242haに対して206haであり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の生しいたけの生産量については平成30年時点で目標値の67.1tに対して37.8tであり、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
森林資源の有効活用と林業の効率性向上の推進	事業所	林業事業に係る施設や機械の整備に努めます。
森林施業の実施による健全な森林資源の維持	町民・団体・事業所	森林所有者、境界の確定に努めます。
モニタリング検査方法の簡素化	生産者	特用林産物の出荷に伴うモニタリング検査を行なう。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

施策4-3 観光の振興

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
観光関連事業者	連携しながら戦略的な観光事業に取り組み成果をあげている	町公式観光サイト・観光協会ホームページのアクセス数	増加
町民・地域	おもてなしの心が醸成され積極的に観光客に接している	観光ガイドの回数	増加
観光客	多くの人を訪れ、また来たいと思ってくれる	観光施設における入込客数	増加

現 状
体験メニューの提供などで改善されつつありますが、歴史文化や温泉、焼物、農産物や地酒などの既存の観光資源の磨き上げがまだ十分ではありません。
観光施設の利用者数や観光ガイドの回数は近年増加していますが、魅力的な観光受入施設の提供や観光ガイドの育成、町民によるおもてなしの浸透など観光客の受入体制が十分ではありません。
県や会津圏域での取り組みも含めて、ホームページでの観光情報発信や首都圏などへの誘客活動に取り組んでいますが、観光関係事業者による情報発信が十分ではありません。
県全体では訪日外国人観光客が増加しており、会津圏域の広域観光連携では訪日外国人の誘客と受入に力を入れているところですが、本町では十分に誘客できていない状況にあります。
本町の観光地運営体制は縦割りで十分ではなく、交流人口の増加など観光による総合的な地域効果を地域づくりに活かし、産業振興に波及させるための観光まちづくり体制が必要となっています。
本町の4つの温泉施設は耐用年数をむかえる状況にあり、また、温泉の運営は、原油価格の上昇等に伴う光熱費の増加や消費税率改定以降の入館者数の減少などにより、厳しい状況にあります。

課 題
地域資源の磨き上げと発掘による観光資源の魅力的な提供
観光客にとって魅力的で快適な観光受入体制の充実
観光情報発信と誘客活動の強化
訪日外国人観光客の誘客の強化と受入体制の充実
関係組織や町民との協働による観光まちづくりの体制の確立
温泉施設利活用処分方針等に基づく温泉施設等の整理統合

期間中の町の主な取り組み
既存の地域資源を観光客に魅力的な観光資源として磨き上げるとともに、モノ・コト・ヒトの埋もれている地域資源を発掘し、観光の魅力を強化します。
観光ガイドの確保や育成、観光情報提供の充実、観光受入施設の魅力化に取り組むとともに、地域ぐるみでのおもてなしの心を醸成し、観光客受入体制の充実を図ります。
観光事業者による観光情報の発信を促進するとともに、周辺市町村や関係機関と連携して首都圏などのマーケットへの誘客活動を推進します。
周辺市町村等との連携を強化しながら、訪日外国人観光客の誘客と受入体制の整備を進めます。
産業界や町民の観光振興が地域にあたえる効果への理解を深めつつ、関係者の協働による観光によるまちづくりの体制の確立に向けて取り組みます。
観光関連組織や住民との協働による観光を通じた地域づくりを行う温泉等の施設を適切に管理するとともに、会津美里町温泉施設利活用処分方針等に基づく温泉施設等の整理統合を進めます。

課題(再掲)

地域資源の磨き上げと発掘による観光資源の魅力的な提供
観光客にとって魅力的で快適な観光受入体制の充実
観光情報発信と誘客活動の強化
訪日外国人観光客の誘客の強化と受入体制の充実
関係組織や町民との協働による観光まちづくりの体制の確立
温泉施設利活用処分方針等に基づく温泉施設等の整理統合

期間中の主な事務事業
・観光対策事業 ・観光誘客事業 ・温泉施設等整備事業

施策の目的達成のための町民等の役割	
主体(誰が)	取り組み
町民	町の魅力や良さを知り、外部に観光の魅力を発信します。
町民・団体	観光イベントや観光ガイド活動等に参加するとともに、おもてなしの心で迎える仕組みづくりに努めます。
事業所	観光ニーズの把握に努め、魅力的な受け入れ環境づくりに努めます。
団体(事業者)	産業界で連携しつつ地域の資源や機能を最大限活かすように努めます。

前期基本計画の検証
観光まちづくりに対する町民の意識も高まりつつありますが、魅力化や受入体制の充実、誘客活動は十分な状況ではなく、体制を強化しつつ取り組みを強化する必要があります。
成果指標の観光客数については平成30年時点で目標値の210万人に対して162万人であり、達成は厳しい状況にあります。なお、本町観光客数の7割を占める伊佐須美神社の入込客数の推計方法の変更が影響しています。
成果指標の観光ガイドの回数については平成30年時点で目標値の70件に対して78件であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の観光案内件数については平成30年時点で目標値の41,900件に対して33,834件で横ばいであり、達成は厳しい状況にあります。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

施策4-4 商工業の振興

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
商工業者	経営改善し担い手や雇用を確保している	製造品出荷額	増加
地域	商店街などの賑わいが高まっている	商業店舗数	減少の抑制
消費者	町内での買い物が増えている	創業支援を受けて創業した事業所数	増加

現 状
モータリゼーションと周辺大型店の進出による商業機能の衰退後、近年はさらに空き店舗が増加し、身近な商業機能への町民ニーズはありますが、商店街機能のさらなる低下が懸念される状況にあります。
本町の第二次産業就業率は26%(2015年)で横ばい、第三次産業就業率は57%で増加傾向ですが、近年は経営者の高齢化や後継者不足が顕在化しており事業の継承が厳しい状況にあります。
創業支援を受けて創業した事業所数は、事業の目標値を大幅に超えて平成30年度には累計15事業所数となり、個人事業者の創業機運の高まりが見受けられます。
会津地域の有効求人倍率は震災復興事業などにより平成26年度1.14倍と大きく改善し、近年は全国的景気回復や人口減少による応募の減少なども影響して1.0倍以上で安定しています。

課 題
商店街機能の維持充実と賑わいの創出
既存企業の後継者の人材育成と事業の継承
地域に根づく事業所の創業支援と企業誘致の促進
雇用の場の維持と働き方改革に対応した雇用環境の確保

期間中の町の主な取り組み
商工会など関係機関との連携を強化し、市街地の賑わい創出、空き店舗の活用、買い物弱者対策などを講じながら、商工業環境の充実と商店街の活性化に努めます。
商店等の後継者育成、事業承継をするための事業紹介等を行うとともに、地域商社機能の拡充など地域商品の販売促進に努めます。
地域特性や地域資源を活かした創業を支援するとともに、工業団地への企業誘致を進めます。
若者の地元での就業やワーク・ライフ・バランスの実現など、質の高い雇用環境の提供を促進するとともに、町内企業の情報発信を推進します。

期間中の主な事務事業
・商工振興事業 ・企業誘致促進事業

前期基本計画の検証
地元の商業店舗数は年々衰退しており、商工会等と連携しつつ、質の高い雇用の場の提供と地元商品の販売促進などに取り組むとともに、商店街等の活性化に取り組む必要があります。
成果指標の製造品出荷額等については平成30年時点で目標値の15,563百万円に対して15,276百万円ですが増加傾向であり、達成可能な状況にあります。
成果指標のハローワーク会津若松管内の有効求人倍率については平成30年時点で目標値の1.00倍に対して1.15倍であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の商業店舗数については平成30年時点で目標値の219店舗に対して185店舗で減少傾向であり、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)
商店街機能の維持充実と賑わいの創出
既存企業の後継者の人材育成と事業の継承
地域に根づく事業所の創業支援と企業誘致の促進
雇用の場の維持と働き方改革に対応した雇用環境の確保

施策の目的達成のための町民等の役割	
主体(誰が)	取り組み
町民	商店街等のイベントに参加するとともに、町内商店等を積極的に利用します。
町民	町内商品の良さを外部に情報発信します。
町民・事業者(所有者)	空き家や空き店舗の提供や活用に努めます。
商工業者・商工会	地元商工業者の担い手育成等、商工業者の安定経営のための取り組みを強化し、併せて地域のニーズを捉えた魅力ある商店を目指し賑わい創出に取り組めます。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

施策5-1 子ども教育の充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
学校	子どもに質の高い指導が継続されている	標準学力検査(N・R・T)の偏差値(小学6年生・中学3年生)	県平均を目標値に増加・維持
家庭	子どもに基本的な生活習慣を身につけさせている	肥満傾向の割合	増加の抑制
地域	学校・家庭とともに地域ぐるみで子どもの成長を支援している	地域団体等による児童・生徒を対象にした教室や講師の活動回数	増加
子ども	「知・徳・体」バランスのとれた人間性と社会性を身につけている	人権意識の定着割合	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
幼・小・中連携のもと指導力の向上に取り組んでいますが、発達障害の子どもや虐待を受けている子どもへの対応など、教員・教諭・保育士のさらなる指導力の向上が求められています。	教員・教諭・保育士の指導力向上	幼・保・小・中連携のもと、各種講演会や研修を実施するとともに、授業研究を充実させ、指導力の向上を図ります。
生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を備えた子どもの育成に努めていますが、子どもの体力・運動能力の低下や肥満傾向、学力の伸び悩みが懸念されます。	知・徳・体バランスのとれた子どもの育成	「知・徳・体」バランスの取れた子どもの育成のため、「みさとの教え」や「みさとの学び」を実践し確かな学力を身につけさせ、体験学習を通して豊かな心を育み、幼児期における運動遊びや体育の授業を充実させて健康な体づくりに取り組みます。
一人ひとりを大切にした教育を実践するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置していますが、近年その需要が増えています。	個に応じた指導をより充実させるための支援体制の構築	一人ひとりを大切にした教育を実践するために、支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を継続するとともに、子どもや学校のニーズに即した支援体制をより充実させます。
学校施設の計画的な維持補修を行っており、事故なく安全に施設が利用されています。	施設改修など安心・安全な教育環境づくり	子どもの安全な教育環境の確保のため、老朽化した学校施設の改修などを計画的に進めます。
学校運営や教育活動に対する地域の人材資源を活かすための仕組みが十分でない状況です。	子どもの教育に地域の人材を活用するなど地域全体で支える仕組みづくり	子どもの教育について、地域の人材を活用し地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究事業 ・小・中学校スポーツテスト事業 ・特別支援教育支援員配置事業 ・教育施設管理・運営事業

前期基本計画の検証
多くの子どもたちは健全に成長していますが、複雑化する社会の中で教育現場には新たな問題が発生し、教育指導要領の変更もあり、教員などの確保や施設・設備の充実が必要になっています。
成果指標の体力・運動能力テストの点数(小学6年生)については平成30年時点で目標値の63.0点に対して60.6点で横ばいであり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の体力・運動能力テストの点数(中学3年生)については平成30年時点で目標値の52.0点に対して50.3点で横ばいであり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の標準学力検査(N・R・T)の偏差値(小学6年生)については平成30年時点で目標値の56.0に対して53.1で横ばいであり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の標準学力検査(N・R・T)の偏差値(中学3年生)については平成30年時点で目標値の53.0に対して50.2で横ばいであり、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
教員・教諭・保育士の指導力向上	家庭	「家庭は教育の原点である」という認識に立ち、基本的な生活習慣を身につけさせます。
知・徳・体バランスのとれた子どもの育成	地域	「地域ぐるみで子どもを育てる」という意識を共有し、地域ぐるみで学校を支援し、子どもの成長を支えます。
個に応じた指導をより充実させるための支援体制の構築		
施設改修など安心・安全な教育環境づくり		
子どもの教育に地域の人材を活用するなど地域全体で支える仕組みづくり		

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

施策5-2 生涯学習の充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
地域	町民が生涯学習に参加する機会を継続して提供している	生涯学習講座の人口あたりの参加者数	増加
町民	日頃から自主的学習に取り組んでいる	目標を持って学習を行っている町民の割合	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
これまで生涯学習は、各地域の公民館を中心に展開してきましたが、新公民館1館体制の下、各生涯学習センターと連携し一貫した生涯学習の推進体制の構築が求められます。	学習ニーズに対応した公民館事業等の整理統合の推進	新公民館体制の下、各生涯学習センターと連携し、学習ニーズに合った学習機会や対象者及び対象地域の拡大による公民館事業等の整理統合を推進します。
町民意識調査において、目標を持って学習を行っている町民の割合は近年40%前後ですが、学習参加者は高齢者などに偏る傾向がみられ、若者層等の参加者が少ない状況にあります。	多様化・高度化する町民の学習意欲への対応と学習機会の情報提供	町民の多様化・高度化する学習意欲に対応するために、各種教育機関や各種関係団体等と連携しつつ、広報紙やホームページ等を活用し、文化団体等の活動内容等を紹介し町民への学習機会や学習内容の情報を提供します。
家庭教育への支援が十分できていない状況にあります。	家庭での教育力の向上を目指し講座等の充実	家庭での教育力の向上のため、家庭教育講座や親子がともに学ぶ学習機会の提供、家庭での読書を支援するための図書館におけるブックスタート事業などの取り組みを継続します。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育開設事業 ・文化祭開催事業 ・公民館活動事業

前期基本計画の検証

町民自らの生涯学習への取り組み状況は伸び悩んでいますが、新公民館体制を機に町民ニーズに適した生涯学習プログラムの提供や仕組みづくりに取り組むことが必要です。
成果指標の目標を持って学習を行っている町民の割合については平成30年時点で目標値の43.0%に対して40.1%で横ばいであり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の生涯学習講座の参加者数については平成30年時点で目標値の8,000人に対して7,373人ですが、平成28,29年度は達成していることから、達成可能な状況にあります。
成果指標の公民館図書等の貸出数については平成30年時点で目標値の18,800冊に対して8,888冊で減少傾向であり、達成は極めて厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
学習ニーズに対応した公民館事業等の整理統合の推進	町民	自ら進んで学習するとともに、学習成果を地域づくりに活用します。
多様化・高度化する町民の学習意欲への対応と学習機会の情報提供	町民(家庭)	家族がともに学び、家庭での学習の習慣化に努めます。
家庭での教育力の向上を目指し講座等の充実	団体	情報提供と呼びかけにより仲間づくりを推進します。
	事業所	町民や地域の学習活動に参加・協力をします。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

施策5-3 生涯スポーツの充実

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
地域	町民がスポーツに参加する機会を継続して提供している	スポーツ施設の人口あたりの利用者数	増加
町民	日頃から健康維持と体力向上に励んでいる	実際にスポーツを行っている人の割合	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
健康への意識は高まっており、運動やスポーツを行っている町民の割合は高まりつつありますが、全町的・継続的なスポーツ活動には至っていません。	気軽に継続的に親しむことのできるスポーツ事業の推進	町民ニーズを把握して生涯スポーツの課題を認識し、多くの町民が気軽にスポーツに参加できる環境づくりを進めます。
各地域でのスポーツ大会への参加者や総合型地域スポーツクラブ、各種加盟団体の会員数は減少傾向にあります。	総合型地域スポーツクラブと連携した活動機会の充実	誰でも気軽にスポーツ活動に参加できるよう、総合型地域スポーツクラブとの連携を図り、スポーツイベントやスポーツ教室の充実を図ります。
老朽化等により修繕等が必要になっている体育施設(生涯学習センター体育場含む)があるとともに、指導者への育成が十分に対応できていない状況にあります。	生涯スポーツ環境の充実	スポーツ施設や設備の定期的な保守点検や適正な維持・管理に努めるとともに、スポーツ推進委員等の指導者育成を図るため、研修会等に参加し、専門的な知識・技術の習得を図ります。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいウォーク開催事業 ・スポーツ推進委員活動事業 ・体育施設維持管理事業

前期基本計画の検証
個人的な健康への意識や、運動やスポーツへの取り組みは高まっていますが、環境づくりや参加機会の提供は十分ではない状況です。
成果指標の実際にスポーツを行っている人の割合については平成30年時点で目標値の34.5%に対して35.4%であり、達成済みの状況にあります。
成果指標のスポーツ施設の利用者数については平成30年時点で目標値の134,500人に対して119,873人で減少傾向あり、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
気軽に継続的に親しむことのできるスポーツ事業の推進	町民	健康の維持と体力向上のため目標を持って運動します。
総合型地域スポーツクラブと連携した活動機会の充実	町民	町主催または地域主催等のスポーツ事業に参加します。
生涯スポーツ環境の充実	団体・事業所	スポーツイベントの開催やスポーツ活動を推進します。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

施策5-4 地域文化の振興

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
文化財・地域文化	良好に保存され適切に活用されている	町内文化財の保存・活用事業の件数	増加
地域	地域文化を良好な状態で保存・継承している	地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人口あたりの人数	増加
町民	地域の歴史・文化を学び情報発信している	故郷を愛する心を養う授業の実施時間数	維持

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
貴重な文化財資料が点在して収集・保存されており、十分な保存と一元管理ができていない状況です。	文化財資料を適切に保存するための環境づくり	新鶴庁舎を活用した郷土資料館(仮称)の整備を進め、文化財資料を収集・保存するとともに、展示により町民等が郷土の文化への理解を深める環境づくりを進めます。
町内には数多くの文化遺産が残されていることから、地域住民の歴史に対する関心の度合いが高いといえます。	地域の歴史や文化財に親しむことのできる機会の充実	「向羽黒山城跡」を保存し、永く後世へ伝え、町民をはじめ多くの方々が親しみ活用できる史跡として調査整備を行います。
文化財の所有者や伝統芸能を継承する担い手の高齢化と減少が進んでおり、後継者の確保と保存意識の啓発、地域住民の理解と協力が重要となっています。	文化財所有者・管理者の保存意識の啓発と地域住民の理解と協力	町内に存する文化財の調査・研究を進め、それらの成果を広く発信するとともに文化財への理解を深めるため、文化財を活用した事業や啓発を行います。
少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域の伝統文化や行事等の存続が危ぶまれています。	無形民俗文化財など地域文化の継承に向けた教育の充実や地域の連携・強化、後継者の育成	文化財の適正な保存と地域文化継承のため、所有者・管理者の保存意識の向上を図り、保存活動に対し支援をします。
総合的に保存・活用するための方針である歴史文化基本構想が策定されましたが、具体的な活用事業に取り組む必要があります。	歴史文化基本構想に基づく文化財保護のための活用事業展開	「歴史文化基本構想」に基づき、文化財を有効に活用したまちづくりに取り組みます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史と文化の里づくり事業 ・地域文化振興補助事業 ・文化財調査事業

前期基本計画の検証

町民の地域文化に触れる機会は増加していますが、文化財の保存・活用の状況は十分ではなく、高齢化や人口減少もあり無形民俗文化財などの継承が危ぶまれる状況です。
成果指標の町内文化財の保存・活用事業の件数については平成30年時点で目標値の94件に対して131件であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人数については平成30年時点で目標値の950人に対して1,989人であり、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
文化財資料を適切に保存するための環境づくり	町民	地域の文化財に親しむとともに、地域の行事に積極的に参加するように努めます。
地域の歴史や文化財に親しむことのできる機会の充実	地域・団体	文化財の保護・保全に協力し、地域の伝統芸能や伝統行事の保存継承に取り組みます。
文化財所有者・管理者の保存意識の啓発と地域住民の理解と協力	文化財の所有者・管理者	文化財の適正な保存とともに、多くの人々が文化財に触れる機会の提供に努めます。
無形民俗文化財など地域文化の継承に向けた教育の充実や地域の連携・強化、後継者の育成		
歴史文化基本構想に基づく文化財保護のための活用事業展開		

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策6 魅力と個性のある地域づくり

施策6-1 地域活動の推進

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
地域	地域の盛んなコミュニティや活動が維持されている	地域活動の推進に満足している町民の割合	増加
町民	地域活動に積極的に参加している	地域活動に参加している町民の割合	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
特に若い世代など、地域活動への参加者が減少しており、少数特定の住民に地域活動に過度な負担が生じています。	若い世代などの地域活動への参加の促進と特定の住民の負担軽減	町民の地域活動への参加意識を高め、特に若い世代が積極的に参加しやすい環境整備を進めます。
地域活動の参加者が少ないため、高齢者や子どもの見守り等の地域が果たしてきた役割ができなくなってきたり、地域の伝統的な祭りや行事、イベントなどの実施も難しくなっています。	地域が地域の課題を解決するための地域活動の活性化	地域資源を活用した民間主導等のまちなか再生の支援など、住民主体のまちづくりを推進し地域活動の活性化に取り組みます。
市街地では自治区が維持されていますが、集落部では集落人口の減少や高齢化により十分な地域活動ができない集落(自治区)が発生している状況にあります。	集落(自治区)間・地域間の連携強化	集落支援員の配置や集落の課題把握、集落ネットワーク圏の形成を支援し、集落内及び集落間の住民の連帯感を深め、集落の課題解決に向けた取り組みを町民と協働で行います。

期間中の主な事務事業
・町民活動支援事業 ・協働のまちづくり推進事業

前期基本計画の検証
地域活動に参加している町民の割合は増加傾向にあるようですが、人口減少や地域コミュニティの希薄化により、参加者数は伸び悩み少数特定の住民に負担がかかっている状況であり、さらなる参加の促進や地域間連携による補完が必要な状況です。
成果指標の地域活動に参加している町民の割合については平成30年時点で目標値の55.0%に対して52.0%ですが平成29年度は55.1%であり、達成は可能な状況にあります。
成果指標の地域活動の推進に満足している町民の割合については平成30年時点で目標値の55.0%に対して57.3%で増加傾向であり、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
若い世代などの地域活動への参加の促進と特定の住民の負担軽減	町民	地域活動に自主的・積極的に参加し、地域コミュニティの維持を図ります。
地域が地域の課題を解決するための地域活動の活性化	町民・地域	地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けた取り組みを町と協働で行います。
集落(自治区)間・地域間の連携強化		

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

政策6 魅力と個性のある地域づくり

施策6-2 多様な交流と連携の推進

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
地域	他の地域や大学などとの盛んな交流や連携が維持されている	多様な交流と連携の推進の町民満足度	増加
町民	本町を愛し転出せず定住する町民が増えている	人口における社会動態(転入-転出)	減少の抑制
町外住民	本町に魅力を感じて移住してくる人が増えている	移住・定住相談窓口を通じた移住世帯数	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
友好都市とは、相互のイベントへの参加など良好に交流が継続されており、他の都市とも商工会や観光協会等が主体となった交流等が行われています。	良好な関係の継続による交流人口の確保と相互の支援関係の構築	友好・姉妹都市との友好関係を継続しながらも、観光振興や災害時応援協定などの観点からの新たな都市交流を促進していきます。
移住相談ワンストップ窓口や空き家バンク、田舎暮らし体験に取り組み、目標値を大幅に超える移住者や空き家の利用がありますが、分譲住宅地では売れ残っている区画があります。	移住・定住及び二地域居住の促進	移住相談ワンストップ窓口や空き家バンク、田舎暮らし体験を継続して推進し、Uターン者の移住・定住と二地域居住を図るとともに、移住の裾野を広げるため交流人口や関係人口の拡大を促進します。
人口における社会動態の減少要因として、隣接地域への人口の流出がある一方で、増加の要因として会津若松市のベッドタウン化があります。	近隣地域への人口流出の抑制と近隣地域からの人口流入の促進	若者の会津管内での就業を促進するため就職情報等の情報発信を行うとともに、町内への居住を促進するため空き家バンクなどの取り組みも含めて本町への移住定住環境の提供を促進します。

期間中の主な事務事業
・都市交流推進事業 ・定住・二地域居住促進事業

前期基本計画の検証

移住者の増加などにより都市間交流や観光などの交流人口も維持され社会動態は微減となっていますが、加速する人口減少に対してさらなる取り組みが求められます。
成果指標の多様な交流と連携の推進の町民の満足度については平成30年時点で目標値の60%に対して60.7%であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の姉妹都市、友好都市協定締結件数については平成30年時点で目標値の5件に対して4件であり、達成は可能な状況にあります。
成果指標の町の人口における社会動態(転入-転出)については平成30年時点で目標値の-120人に対して-58人で減少の抑制が高まっており、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
良好な関係の継続による交流人口の確保と相互の支援関係の構築	町民	交流事業に積極的に参加し、地域の魅力を発信します。
移住・定住及び二地域居住の促進	町民	転入者こころよく受入れ、転入者と交流し生活をサポートします。
近隣地域への人口流出の抑制と近隣地域からの人口流入の促進	団体	商工会や観光協会などの関係団体は、交流機会を企画し、積極的な民間レベルの交流を図ります。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

町民に信頼される行政の推進(行政改革大綱)

1 健全な財政運営の推進

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町の財政	健全な財政運営が維持されている	経常収支率 実質公債比率 将来負担費率	増加の抑制 減少 増加の抑制
公共施設	整理統合が進められ財政負担が軽減されている	公共施設の整理 統合件数	増加 (計画値維持)

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
自主財源の比率が低く、依然として財政の硬直化などが懸念され、更に合併による交付税の特例措置が令和2年度で終了し、さらに人口減少に伴う交付税の減額が見込まれ厳しい財政状況となっています。	自主財源の確保と健全な財政運営の維持	計画的な行財政運営に取り組み経費削減に努め、町民に町の財政状況をわかりやすく伝えます。
人口減少や事業所の減少により、税収や地方交付税交付金が徐々に減少しており、加えて当面合併による交付税の特例措置も段階的に減ることもあり厳しい財政状況となっています。	町民の納税意識の向上と受益者負担の適正化	町が保有、管理する公共施設の調査、分析を行い、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合、有効活用を検討し、公共施設の適正管理に努めます。

期間中の主な事務事業
・財政管理事務 ・公共施設マネジメント事業 ・町税等徴収事務

前期基本計画の検証

実質公債比率は削減できていますが、経常収支比率は増加しており、合併による交付税の特例措置等も令和2年度で終了することから厳しい財政状況が予想され、コスト削減や自主財源の確保などによる財政の健全化に取り組む必要があります。
成果指標の経常収支比率については平成30年時点で目標値の88.2%に対して90.4%で増加傾向であり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の実質公債比率については平成30年時点で目標値の6.9%に対して5.6%で減少傾向であり、達成済みの状況にあります。
成果指標の将来負担比率については平成30年時点で目標値の43.8%に対して0%であり、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
自主財源の確保と健全な財政運営の維持	町民・事業所	期限内納付を守り納税義務を果たします。
町民の納税意識の向上と受益者負担の適正化	町民	行政サービスに対する適正な負担を行います。
公共施設の整理・統廃合など公有財産の利活用・処分	町民・事業所	町の財政に対し関心を持つよう努めます。

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

町民に信頼される行政の推進(行政改革大綱)

2 効率的な行政運営

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町(役場)	効果的な行政サービスを提供している	職員が町民の立場に立った対応を行っていると考えられる町民の割合	増加
町(役場)	効率的な体制で運営されている	町民がムダのない行政サービスが提供されていると考えられる割合	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
町民意識調査において、ムダのない行政サービスが提供されていると考える町民の割合や、職員が町民の立場に立った対応をしていると考える町民の割合は増加しているものの、更なる効率的な行政運営や職員の接遇能力の向上が必要です。	効率的で効果的な行政運営	行政評価に基づく計画的な事務事業の見直しや各種研修等による町民に信頼される職員の育成に努め、行政サービスの効率化を図るとともに、町民に対して丁寧で効果的な行政サービスの提供に取り組みます。
施策評価、事務事業評価及び中間評価を実施し、総合計画の評価と進捗管理を実施しています。	評価結果に基づく成果重視の改革改善の実施	P D C Aサイクルによる評価・改善により、成果重視の行政運営に取り組むとともに、その成果を町民に対して見える化して行政運営への理解を促進します。
財政健全化のため定員適正化計画に基づく職員数の削減や公共施設の整理・統廃合を進めても住民への行政サービスを維持・向上させる仕組みが必要です。	ICTや外部委託の適切な採用による行政運営の効率化	個人情報の保護とセキュリティ対策のもと、ICTを活用して行政運営の効率化を図るとともに、コンビニエンスストアでの各種証明書交付やアウトソーシングなど、行政サービスの効率化に努めます。
福島大学等の人的・知的資源を活用したまちづくりや町の課題解決に取り組んでいます。	学官連携による課題解決の推進	町の政策課題と大学等の研究テーマの整合性を図りながら、学官連携により、町の課題解決に取り組みます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> 行政評価推進事業 職員研修事業

前期基本計画の検証
財政健全化のためにも行政運営の効率化に取り組んでいます。ICTの活用などにより、より一層の効率化を推進することが必要です。
成果指標の職員が町民の立場に立った対応を行っていると考えられる町民の割合については平成30年時点で目標値の58.0%に対して57.9%であり、達成は可能な状況にあります。
成果指標の町民がムダのない行政サービスが提供されていると考えられる割合については平成30年時点で目標値の43.0%に対して47.6%であり、達成済みの状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
効率的で効果的な行政運営	町民・地域・事業所	行政活動に関心を持ち、行政に対し意見・提案を行うよう努めます。
評価結果に基づく成果重視の改革改善の実施		
ICTや外部委託の適切な採用による行政運営の効率化		
学官連携による課題解決の推進		

第3次総合計画後期基本計画の施策別基本計画(骨子案)

町民に信頼される行政の推進(行政改革大綱)

3 町民参加の推進

施策の目的		目標値(成果指標)	
対象	意図(目指す状態)	指標	方向性
町民	知りたい町の情報が得られている	必要な情報が提供されていると考える町民の割合	増加
町民	行政のまちづくりに意見を言っている	まちづくりに対して意見を言う機会があると考える町民の割合	増加
町民	町民ニーズがまちづくりに反映されている	町民ニーズがまちづくりに反映されていると考える町民の割合	増加

現 状	課 題	期間中の町の主な取り組み
町民意識調査において、必要な情報が十分に提供されていると考える町民の割合が約7割となっているが、より一層わかりやすい情報提供を効果的・効率的に進めていく必要があります。	行政情報の町民に分かりやすい提供	町政運営の透明化を図るため、行政情報の適切な管理を行うとともに、町民にわかりやすい情報提供を行います。
町民意識調査において、みんなの声をまちづくりにいかす条例を知っている町民の割合が約2割で十分に周知されていない状況にあり、町民がまちづくりに参加する必要性について、十分な合意形成が図られていないものと考えられます。	町民参加の必要性についての町民の理解の促進	町民がまちづくりに関心を持ち、積極的に意見・提案ができるよう「みんなの声をまちづくりにいかす条例」に基づく町民参加手続を積極的に行います。
町民意識調査において、町の政策に対して意見を言う機会が十分にあると考える町民との割合半数以下であり、仕組みはあるものの十分ではなく、今後も普及啓発を強化する必要があります。	町民ニーズの的確な把握と町政への反映	町民ニーズを的確に把握し、町政に反映していく仕組みづくりを進めます。
議会運営では、地区別意見交換会や議員間討議を取り入れるなど町民の参加意欲が高まるよう努めているが、参加者数は少ない現状にあり、選挙での有権者数が少ない投票所の増加、選挙投票率も低下している状況にあります。	町民の政治への関心と投票率の向上	町民の政治への関心を向上させるための情報提供や機会の提供に取り組むとともに、投票所数の見直しを含めて投票率の向上に取り組めます。

期間中の主な事務事業
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙発行事業 ・町民参加推進事業

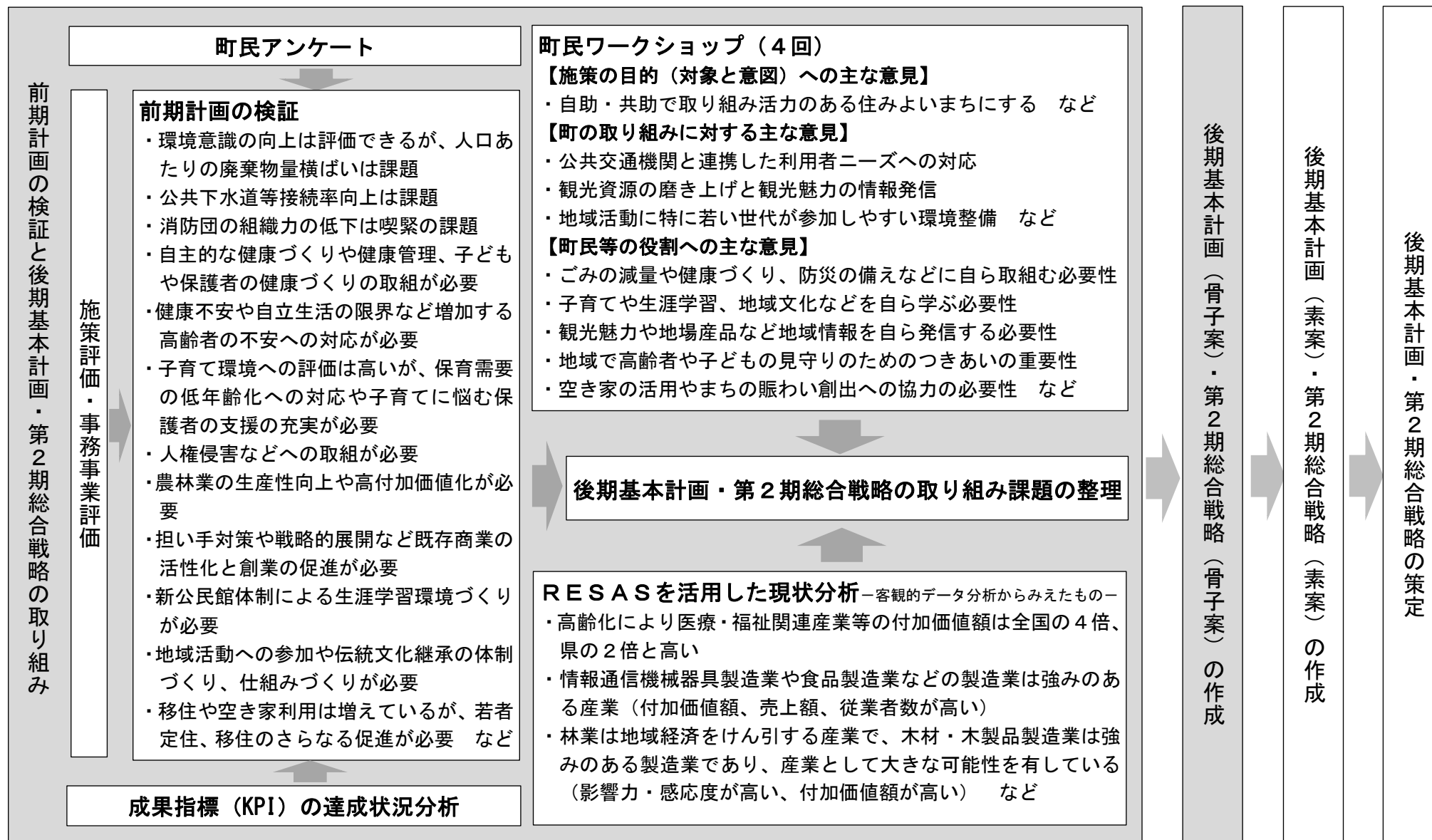
前期基本計画の検証

参加条例の制定など町民のまちづくりへの参加のための機会や仕組みを作ってきましたが、町民のまちづくりへの参加意識や実際の参加状況は十分な状況とはいえ、今後も取り組んでいくことが必要です。
成果指標の必要な情報が提供されていると考える町民の割合については平成30年時点で目標値の75.0%に対して73.3%であり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の参加条例を知っている町民の割合については平成30年時点で目標値の25.0%に対して19.6%であり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標のまちづくりに対して意見を言う機会があると考える町民の割合については平成30年時点で目標値の50.0%に対して42.3%であり、達成は厳しい状況にあります。
成果指標の町民ニーズがまちづくりに反映されていると考える町民の割合については平成30年時点で目標値の50.0%に対して47.8%であり、達成は厳しい状況にあります。

課題(再掲)	施策の目的達成のための町民等の役割	
	主体(誰が)	取り組み
行政情報の町民に分かりやすい提供	町民	まちづくりに関心を持ち、積極的に意見・提案を行います。
町民参加の必要性についての町民の理解の促進	町民	自主的・自発的にまちづくりに参加します。
町民ニーズの的確な把握と町政への反映		
町民の政治への関心と投票率の向上		

「第3次総合計画後期基本計画（骨子案）・第2期総合戦略（骨子案）」策定の流れ

- ・ 今回の第3次総合計画後期基本計画施策別計画骨子案及び第2期総合戦略骨子案は、町民アンケートや成果指標の達成状況、施策評価・事務事業評価を踏まえて前期計画を検証するとともに、町民ワークショップやRESAS（地域経済分析システム）を活用した現状分析の結果を加えて作成しました。
- ・ 今後、庁内検討・調整を重ねて、素案を作成し、後期基本計画及び第2期総合戦略の策定に結びつけていきます。



第3次総合計画後期基本計画（骨子案）に対する意見について

資料2-2

No.	頁番号	項目	意見	意見に対する町の考え方	提出者
1	全体	—	総合計画は、自治体の最上位計画であるといわれてきたが、自治法改正により義務づけがなくなり、右肩上がりの経済成長や人口増を前提にして総合計画では大変厳しくなったことから、時代に即した計画に変更した方がいいのでは？と思う。（例えば、元気の賑わいのある産業づくりの下に4つの施策があり、農業、林業、観光、商工業行政と協力すれば町民等ができることに、何でもかんでも記載されているが、100億の予算の中で真水として使われるのは、多分20億以下だと思うが、できる訳がないと思う。政策－施策－重点事業という体系から）	ご意見のとおりですが、本審議会でもご説明したとおり、第3次総合計画基本構想は令和7年度までの長期を見通した指針であることから、基本構想は継承した上で後期基本計画を策定します。また、第3次総合計画は、人口減少、高齢化社会、地方創生の社会問題を踏まえ、これらの課題解決によりまちの将来像を実現するための指針として、6つの政策と20の施策を定めています。このため、後期基本計画は、前期基本計画の検証を踏まえ、より成果を上げる戦略的な方針を目指しています。なお、町民ワークショップの結果に記載された内容は、町民の意見として出されたものを整理したいることをご理解ください。また、現在、会津美里町総合計画策定会議設置要綱に基づき、庁内協議組織として、策定会議及び施策別分科会を設置し骨子案の磨き上げを行っています（以下「庁内組織」という。）。	石橋委員
2	全体	—	まちの魅力を創出するビジョン、その中に農・林・観・商工と分けないで、まずやれるorやりたいと思う部分だけを書き込む。そのことで、お金も重点配分できるし、町の直近の方向性が見えてくるのでは！（例：健やかで人にやさしい町づくりで、医療、高齢者、福祉、地域づくりを分けない）	本審議会でもご説明しているとおり、総合計画の基本構想に基づく後期の基本計画は行政運営の総合的な指針であるため、総花的な計画とならざるを得ません。意見の分野を分けず、やれる分野を書き込むことは、この第3次総合計画の基本構想では10年の計画体系を定めているため、今回の後期基本計画の策定に伴う基本構想の主要な部分の改訂は行いませんが、各分野が横断的・戦略的に取り組むべきものは、重点プロジェクトとして協議していきます。なお、重点プロジェクトの元気づくりプロジェクトでは、まちの魅力を創出するためのビジョンとして、現在、第1期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略では、戦略的に長期的な視点での集中と選択により、将来にわたり活力のある地域社会を形成し、魅力あるまちづくりを目指しています。現在進めている第2期の総合戦略の具体的な施策等の検討・協議において参考にします。	石橋委員
3	全体	各施策の町民等の役割	町民の役割をどう担保するのか？	第1次総合計画以降、町民参加による協働のまちづくりを推進している。そのため、各施策の目的を達成するため、町民等が自主的な活動や地域で取り組めるよう、行政として必要な支援（連携した取り組みや情報提供など）を担保し、町民と行政が一体となった取り組みを推進していきます。	石橋委員

No.	頁番号	項目	意見	意見に対する町の考え方	提出者
4	1 頁	期間中の町の主な取り組み	②太陽光パネル・・・の支援や再生可能エネルギー・・・します。支援ではなく、町が率先してやるべきでは。	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。	石橋委員
5			③啓発活動の中身が問題。表現が堅い。	啓発活動の具体的な取り組みは、個別事業の中で、意見を踏まえ、庁内組織で協議します。	石橋委員
6	2 頁	期間中の町の主な取り組み	⑤水道水の需要と供給のバランスに関して、重要な問題が抜けている。(将来的な給水区域の問題)	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。	石橋委員
7	3 頁	期間中の町の主な取り組み	②橋りょうを総て、長寿化計画でやるということなのか？	橋梁の寿命を延ばすための計画的な補修・改修を行う基本方針が橋梁長寿命化計画であるため、その個別計画に基づき進めていく考えであります。	石橋委員
8			③・④現状とさほど変わらないことが予想される中、前期と同じ表現では無く、現実的にやれる(やらなければならない)表現にしていくことが必要では。	③は、前期計画の町の主な取り組み結果と意見を踏まえ、庁内組織で協議します。 ④は、前期計画の取り組みで策定した地域公共交通網形成計画等に基づいた新たな取り組みを記載しています。	石橋委員
9	4 頁	期間中の町の主な取り組み	①町民に対して自助が基本であると言う前に、自分達で作った防災計画の情報の発信、伝達、危機管理に対する認識をしっかりとさせることが必要では。	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。	石橋委員
10			①自助は記載があるが、公助の記載がない。 ②町として、消防団員を確保していく中で、団員が勤務する事業所等への消防団への理解と協力を得るための取り組みが必要と考える。	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。	須田委員
11	5 頁	期間中の町の主な取り組み	②自主返納者に対する支援が情報提供だけでは？現実的には(自動ブレーキの補助金等)田舎にあった支援の在り方があるのでは。	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。	石橋委員

No.	頁番号	項目	意見	意見に対する町の考え方	提出者
12	7 頁	期間中の町の主な取り組み	②・③・④現実問題になってから、事の重要性に影響される訳なので、①以外の部分で対処する方策を考える必要があるのでは。(高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いと同じ)	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。	石橋委員
13		施策の目的達成のための町民等の役割	近所の高齢者とのつきあいを深め、日頃から高齢者の見守りに努めます。とあるが、現状では、つきあいの場所(つどいの場=サロン)が在る行政区は少ない。会津美里町では、平成27年11月より地域の集いの場づくりを開始し、高齢者あんしんセンターが中心となり介護予防の声かけを進めてきた結果、元年8月末で34か所の集いの場が誕生しましたが、156行政区の22%とまだまだ浸透していない。	町民等の役割は、これまでに開催した町民ワークショップにおいて、高齢者の自立した生活支援と介護予防を推進するためには、町民としてどのような取り組みを行っていくかを整理した内容であります。 なお、地域のつどいの場づくりを推進するための具体的な取り組みは、意見を踏まえ、個別事業を構築する中で協議します。	大竹委員
14	8 頁	期間中の町の主な取り組み	②町立の子ども園と、きぼう&ひかりとで、協力して職員体制を見直せないのか?町立の先生(町職員)と臨時(振興公社)の先生は、やる事が同じなのにお給料が全然違うので、やる人がいないと聞いた事がある。きぼう&ひかりと協力するのがムリなら正職員を増やす。臨時のお給料UPを考えないと保育士は増えないと思います。	認定こども園の職員体制を検討することにより、町の子育て環境の充実につながるものと考えていますので、個別事業の中で、意見を踏まえ協議します。	竹内委員
15			③こどもの施設というと安全性(もちろん安全性も重要だが)という箱物の施設管理という域でないか。	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。	石橋委員

No.	頁番号	項目	意見	意見に対する町の考え方	提出者
16	10頁	期間中の町の主な取り組み	①虐待の問題を始め、核家族化の中で、より具体的な体制づくりが必要では。	現在、虐待に関する支援体制づくりについて検討していますので、意見を踏まえ協議します。	石橋委員
17			①の地域福祉推進体制づくりに努めますと述べている。私共民生児童委員協議会でも「支え合う、住みよい社会 地域から」をスローガンとして、さまざまな活動の中で取り組んできましたが、民生委員だけでは難しい部分があります。本計画の中で、各行政区毎に「仮称・福祉協力員」の配置など、高齢者福祉の充実のための具体策を明記すべきと思います。	施策の高齢者福祉の充実のための地域福祉推進の体制づくりの具体策は、意見を踏まえ、個別事業の構築の中で、民生児童委員協議会等の関係機関も含め協議します。	大竹委員
18	11頁	期間中の町の主な取り組み	④農業所得・・・地域商社と連携しつつ、農産物のブランド化や販路の拡大に取り組みます。町としてそんなノウハウを果たしているのか疑問？	農業所得を向上させるための取り組みの一つであるが、6次化やブランド化等に関する技術やノウハウを向上させるためには、第2・3次産業の事業者の連携も重要と考えていますので、意見も踏まえ、庁内組織で協議します。	石橋委員
19			⑤鳥獣被害対策実施隊の高齢化などから人員対策も必要と考える。	鳥獣被害対策については、農業分野に加え、住民生活の安心・安全の分野にも関係してくることから、意見を踏まえ、庁内組織で協議します。（施策2-1防災・消防体制の充実でも協議します。）	須田委員
20	12頁	期間中の町の主な取り組み	①木材需要の拡大・・・具体的には（例：公共建築物は、地元又は会津産材を使うとか？）	町の主な取り組みは、施策の目的や目標達成のための主な取り組み方針を記載することをご理解願います。木材需要の拡大の取組としては、会津13市町村で構成する協議会において広域的な検討をしております。 なお、個別事業の中で協議します。	石橋委員

No.	頁番号	項目	意見	意見に対する町の考え方	提出者
21	13頁	期間中の町の主な取り組み	①～⑥以前よりは積極的にやっていることは認めるが、お金を落とす仕組みが無い！のが最大の欠点では)	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。 なお、具体的な取り組みは個別事業を構築する中で協議します。	
22			②おもてなしの心などのソフト面も大事ですが、受け入れるハコ、ハード面の強化も充実させて欲しい。新しく何かを建てるというより、今あるインフォメーションセンターやせせらぎ公園、美里蔵、物産館、温泉など、色々なイベントや情報発信、観光を仕事にしているのだから、もっと出来ることがあるはず。せっかくあるハコをもっと上手に利用出来るよう、内部の強化、勉強会など外部の団体や住民と一緒に何かやっても良いかも。 (特に本郷インフォ。せっかく良い場所に建ってるのにもったいない。)	意見を踏まえ、庁内組織で協議します。 なお、具体的な取り組みは、個別事業を構築する中で協議します。	竹内委員
23	14頁	期間中の町の主な取り組み	②後継者育成は町がやるべきものか？地域商社機能の拡充など地域商品の販売促進に努めます。(意味がよくわからない)	商店等の後継者育成は、主に町商工会が担う役割である一方で、行政として、伝統産業を含めた地域産業を支える役割もあると考えていますが、意見を踏まえ協議します。 地域商社機能の拡充と販売促進の取り組みに関する意見は、現状・課題・町の取り組みの関係性が異なるため、意見を踏まえ、地域商社に関する取り組みの現状と課題の追記も含め、庁内組織で協議します。	石橋委員
24	20頁	期間中の町の主な取り組み	①～③観光振興の具体策は？ ①友好都市を取り入れた商業の振興が必要では。 ②なぜ、移住・定住に結びつかないのか？ ③会津管内の情報もいいが、地元の情報は？	町の主な取り組みは、施策の目的や目標達成のための主な取り組み方針を記載することにご理解願います。 ①友好都市との観光振興に加え、商工業振興も意見を踏まえ協議します。 ②移住・定住の前段階である関係・交流人口の拡大として、移住体験ツアーなどに取り組んだ結果、移住世帯も増えているところですが、移住・定住につなげるため取り組みを協議します。 ③町内企業の就職情報発信(LINE等)を行っていますが、再度、意見を踏まえ協議します。 なお、観光、商工等の連携は、重点プロジェクト事業として各分野が横断的・戦略的な取り組みを協議し、個別事業は、基本計画に基づき協議することになります。	石橋委員

No.	頁番号	項目	意見	意見に対する町の考え方	提出者
25	21頁	期間中の町の主な取り組み	②あれから何年経っているのか、もう調査、分析の時間は十分過ぎたと思うが、結果がでていない。	前期基本計画期間における成果検証を踏まえた取り組みが重要となりますので、意見を踏まえ、庁内組織で協議します。 なお、現在、国の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の策定要請を受け、公共施設等個別管理計画の策定に取り組んでいます。	石橋委員
26	22頁	期間中の町の主な取り組み	① I T化やロボット化が進めば定数も減らせるのでは。そのことによって、今後の公務員の求められる姿も変わっていくのでは無いか？そのことを踏まえて組織の在り方や、今後あるべき公務員像を今から考えていく必要があるのでは？	意見も踏まえ、庁内組織で協議します。 なお、現在、I C T推進計画の策定を検討しています。	石橋委員